

平成24年第5回高山市議会定例会 提出議案の概要

報第11号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

- ① 平成23年2月、高山市国府町広瀬町1280番地1 旧国府支所敷地内で発生した除雪により集積した雪の重みで破損した屋外灯油配管からの灯油漏れ事故による井戸水の灯油汚染に関し損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成24年11月6日

損害賠償額 693,286円

- ② 平成24年5月27日、高山市久々野町無数河818番地1先 市道橋場22号線で発生した市道走行中の公用車と久々野体育館駐車場から市道に出ようとした車両との接触事故に関し損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成24年10月9日

損害賠償額 205,250円

- ③ 平成24年8月31日、高山市国府町三川1202番地5 介護老人保健施設香蘭荘駐車場で発生した消防ポンプ自動車と駐車中の車両との接触事故に関し損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 平成24年10月17日

損害賠償額 113,681円

報第12号 平成24年度高山市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について

(P3)

衆議院の解散により必要となった選挙費の補正予算について専決処分したので報告する。

専決年月日 平成24年11月16日

補正額 48,000千円(補正後46,534,261千円 当初予算に対し2.7%増)

議第76号 高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (P10)

人事院勧告に基づき給与の改定を行うもの

- ① 55歳(※)を超える職員の昇給を抑制

※行政職給料表(2)の適用を受ける職員については57歳

- ② 給与構造改革における経過措置額の廃止等

・経過措置額を全廃

・昇給抑制の回復

43歳未満の職員 → 1号給の回復

施行期日 平成25年1月1日(昇給抑制の回復については、平成25年4月1日)

(参考)

- ・経過措置額 平成18年4月に実施された給与構造改革による給与水準の引き下げに伴い、新旧給料月額差額を経過措置として支給することとしたもので、平成24年4月1日からは、2分の1に減額(減額上限1万円)されている。
- ・昇給抑制 経過措置を実施するための財源措置として、平成18年度から平成21年度までの4年間にわたり全職員の昇給を毎年1号給抑制していたもの

議第77号 高山市手数料条例の一部を改正する条例について

(P14)

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、所得税の軽減等の優遇措置を受けるために申請される低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に係る手数料を定めるため改正するもの

施行期日 平成25年1月1日

(参考)

低炭素建築物新築等計画 二酸化炭素の排出の抑制に関する国の基準に適合することについて所管行政庁(市又は県)から認定を受けるための計画

議第78号 高山市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について

(P30)

地域主権改革に伴う介護保険法の改正により指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるもの

- ・介護保険法の規定による上限基準及び介護保険法施行規則による基準と同様(現行どおり)とする。

施行期日 平成25年4月1日

議第79号 高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

(P32)

地域主権改革に伴う介護保険法の改正により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの

- ・省令による基準と同様(現行どおり)とする。

ただし、「記録の整備」「運営規程」「掲示(重要事項の周知)」「設備の基準」の一部については、省令による基準によらないものとする。

施行期日 平成25年4月1日

議第80号 高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

(P130)

地域主権改革に伴う介護保険法の改正により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるもの

・省令による基準と同様（現行どおり）とする。

ただし、「記録の整備」「運営規程」「掲示（重要事項の周知）」の一部については、省令による基準によらないものとする。

施行期日 平成25年4月1日

議第81号 高山市営住宅管理条例の一部を改正する条例について (P173)

地域主権改革に伴う公営住宅法の改正により市営住宅への入居者資格等を定めるもの

①入居者資格 ・入居収入基準額については、現行どおりとする。

・裁量階層の対象となる世帯の一部拡大

小学校就学前の子がいる世帯 → 中学校を卒業するまでの子がいる世帯

②市営住宅の整備に関する基準

省令による基準と同様とする。

施行期日 平成25年4月1日

(参考)

入居収入基準額 158,000円以内。ただし、特に居住の安定を図る必要がある世帯については、214,000円以内（裁量階層）

議第82号 市有財産の無償譲渡について (P184)

旧見座公民館(高山市朝日町地内)の施設を無償譲渡するもの

譲渡の相手方 見座町内会

譲渡時期 平成25年1月1日

議第83号 市有財産の無償譲渡について (P186)

旧国府北部公民館(高山市国府町地内)の施設を無償譲渡するもの

譲渡の相手方 鶴巣区自治会

譲渡時期 平成25年1月1日

議第84号 市有財産の無償譲渡について (P188)

旧中山集会所(高山市上宝町地内)の施設を無償譲渡するもの

譲渡の相手方 中山集会所

譲渡時期 平成25年1月1日

議第85号 土地の処分について

(P 190)

処分地 高山市清見町牧ヶ洞地内
処分の相手方 飛驒市古川町宮城町500番地1
株式会社メカトロニクス
処分時期 平成24年度

議第86号 平成24年度高山市一般会計補正予算(第3号)

(別冊)

補正額 409,159千円(補正後46,943,420千円 当初予算に対し3.6%増)

主な内容

- ・ 景気対策事業 255,000千円
切れ目のない景気対策として市道、普通河川、農業用施設の維持修繕の追加実施
- ・ 老人福祉施設の整備に対する助成 7,800千円
小規模多機能型居宅介護事業所の開設に対する助成
- ・ 清見町牧ヶ洞地内の土地購入 81,100千円